

平成24年度 第2回里地里山保全・活用検討会議

日時

平成25年2月28日（木） 16:00～18:30

場所

砂防会館 穂高

出席委員

あん委員、石井委員、岩槻委員、進士委員、竹田委員、中越委員、広田委員、宮林委員、森本委員、鷺谷委員

議題（「里地里山保全活用行動計画」の推進に向けた各種課題について）

議題1．国による今後の里地里山保全活用の方向性の検討について

議題2．里地里山と都市との自然資源の共同管理にかかる検討について

議題3．その他

会議資料

資料 - 1：国による今後の里地里山保全活用の方向性の検討

1 - 1：国土レベルでの里地里山のランドデザインの検討の考え方

1 - 2：国土レベルでの里地里山の検討スケジュール

1 - 3：国として保全すべき里地里山の選定にあたり考慮すべき視点・条件（案）

資料 - 2：里地里山と都市との自然資源の共同管理にかかる整理

2 - 1：ガイドライン（最終案）作成に向けた主な意見と対応

別冊：『多様な主体で支える地域の里地里山づくり～里地里山における「新たな共同利用」推進のために～（案）』

資料 - 3：（結果報告）H23年度成果物の利活用に関するアンケート調査の実施について

3 - 1：「里地里山保全活動の自己評価シート」の利活用に関するアンケート調査結果

3 - 2：「典型的な里地里山の選定手順」の利活用に関するアンケート調査結果

議事録

環境省あいさつ：

- ・今年度は、生物多様性保全上、重要な里地里山をどのように保全・活用していくかという観点から、大きく二つのことを検討いただいている。
- ・一つは、人口減少、高齢化などによって社会構造が変化していく中で、国土レベルの里地里山保全のランドデザインをどのように描いていくかということに向け、国として今後も保全・活用を図っていくエリアと、もう一方で積極的には手を入れずに自然に戻していくエリアに区分する場合の考え方の整理である。
- ・二つ目は、都市住民を含む多様な主体の参加による里地里山の共同管理を進めるための自治体向けのガイドラインについてである。
- ・この二つの議題については、前回も意見をいただいているため、本日はそれを踏まえて整理をした内容を説明し、検討をお願いしたい。
- ・1点目のエリア区分については、来年度から本格的な検討に入るべく、本日はその検討作業を進める上での考え方、条件について、ご意見をいただきたい。2点目のガイドラインについては、今年度末で完成させ、今後は自治体に活用してもらいながら、必要な改良を続けていくというふうに考えている。

【議題1．国による今後の里地里山保全活用の方向性の検討について】

(事務局資料説明)

委員：

- ・先ほど亀澤課長からお話があったが、今日の主要なテーマは、国としてランドデザインをしっかりと描くべきで、細かいところに入っているだけでは足りないだろうということである。
- ・事務局説明のような枠組みでよいかということ、細かいテクニカルなことも含めて、いろいろご意見を頂戴したい。

委員：

- ・資料1 - 3に記載の保全が必要な種は、「r戦略種」ではなく「K戦略種」の間違い。個体数をあまりたくさんつukれない生き物で、そこだけにしかいないという種がK戦略種である。

委員：

- ・まずゾーニングの部分だが、前回の議事録でも出ていたと思うが、原案では2地域区分の形になっている。継続保全と自然誘導ということだが、この2地域区分でいいのかというのが第一の指摘である。中間というか、バッファーというか、そういったエリアが必要なのではないか。
- ・ゾーニングのスケジュールにもよると思うが、ある時点で二つにぴしっと分けられるのかという問題があるかと思う。特に主体条件で、継続性の問題。地元、地域とか、部外者の活動状況にもよるが、これは不確実性があるものであり、ある時点でぴったり2地域区分するのはかな

り難しいのではないかとと思う。

- ・その対応としては、中間ゾーンみたいなものを設ける、あるいは、維持保全ゾーンの設定の際に維持保全のエリアと、保留的なエリアとを分けるなど。いずれにせよ、そういう工夫というか、配慮が必要ではないか。
- ・つぎに自然誘導ゾーンだが、この「自然誘導ゾーン」は誤解されるおそれがあるかと。限界集落という言い方に対する抵抗が随分あるが、この「自然誘導エリア」という言い方自身が、これはもう人間が住むなというのか、ちょっと誤解・曲解を生む可能性があるのではないかと。
- ・極端なことを言ってしまうえば、継続保全というゾーンだけでもいいのではないかと。そのゾーンが第1種、第2種とあってもいいと思うが。自然誘導という言葉を使って、それが公になってしまうと、そこに実際にはまだ人が住んでいて、今後もしばらく住む可能性があるわけであるから、自分たちのところはもう野生に戻すのかというような誤解を生む危険性があると感じた。ネーミングの問題なのか、あるいは、あえてそういうエリアを設けなくてもいいんじゃないかというのが2点目。
- ・3点目が、農水省の中山間地域等の直接支払いと、(旧)農地・水・環境保全向上対策という農地の維持管理に関わる重要な施策があり、これとの整合性、関係性がかなり重要になってくると思う。そこをどういう仕分け、連携をするかというのは多少工夫が要る。
- ・あとは文化庁の重要文化的景観との絡みが出てくると思うが、このあたりの仕分け、連携をどう考えるかというのもポイントになると思っている。

委員：

- ・資料1の方向性の検討のおよその流れ、方針については理解できる。
- ・生物多様性の面から検討すべきというところで、指標の一つとしてモザイク性を取り上げるということであるため、モザイク性の研究で最近わかったことについて少しご紹介したい。
- ・最初は里山インデックスというのを開発して、日本のみならず、世界のモザイク的な土地利用を概観できるようにしたのだが、新たに日本で里山をどうするかということを考えるときに、生物多様性の視点を重視して改良指標をつくった。全国50×50のメッシュで、改良指標を使って、周り6キロについては見渡しながらか計算するというやり方でやってみたら、非常にクリアな概況が浮かび上がってきた。それは、土地利用のモザイク性や、モザイク性を構成している要素から見て、良好な里地里山と考えられる場所の多くが、実は国立公園や国定公園など、自然公園の中、あるいはその周囲にあるということがわかった。
- ・一方で、多少なりともまとまりのある原生的な自然というのは東日本の自然公園にしかなくて、西日本の、屋久島を除く自然公園の多くは、原生的な自然としての価値よりも、恐らく里山的な自然として良好な価値を付与し得るものではないかと解釈できるような結果が得られた。
- ・そうだとすると、土地利用を維持するにしても、また原生的な自然の面積を増やしていくにしても、里山らしい営みを、そういう自然公園の管理の中で、まずモデルとしてやってみるということに意義があるのではないかとと思う。
- ・自然公園も、今後は生物多様性にも目を向けた管理が行われることになっていくと思われる。その一環として、地元の多様な主体が参加するような順応的な管理、アプローチによる管理が

国立公園等の中であれば可能ではないか。また公園内は国有林だったりするわけで、そういう意味では、国がその範囲については管理する責任みたいなものもあると思われる。

- ・一律に全国を取り上げて何かするというのは難しく、事務局説明でもモデルという言葉も出てきているため、そのモデルとなれる可能性が一番高い。阿蘇などであれば、草原の管理を地元のNGOなどと一緒にやっているという例もあると思われるが、そういうやり方をしながら経験を積んで全国を考えていくというあり方。ランドデザインの検討にあたって、そういうやり方もあるのではないかと思った。

委員：

- ・広田委員がゾーニングの問題で二分法でいいのかということと言われていたが、ここでの二分法というのは、片方も考える、ここでは誘導と言っているが、もう一方はそのまま放っておくということではないのか。要するに事業その他、今のような活動を入れられない、入れ切れませんというエリアがあるということ。ゾーニングの細かいテクニックは次の段階で、こうしてゾーニングして、国として何をやるのかと。
- ・当初百選をやっていたが、結局百選というのは、いいとこ選び。任意に選ばれたものである。国家としては、国土全体を見回してやるべきところはどこか、それから国土レベルのネットワークをつくっておかないと、ということ。生態系の議論をしながらアイランドでは困る、システムになっていなきゃだめだろうと、そういう話からこの話が進んだと思う。
- ・だが、場所を選ぶときに、今ずっと説明されていたのは国立公園に指定されているとか、文化景観であるとか、多面的機能を考慮して今までやっているのをただ集めて、あと足りないところをつなげばいいという話になってしまうが、そういうことなのか。
- ・つまり、既存の政策があるんだったら、このプランでは、あるいは環境省では、いろんな事業でやっているのを見せて、ここが基本的に大事だと我々も考えていますという提示をすればいいということになる。文化的景観は文化庁で、国立公園は国立公園部門で、国有林の部門は国有林でやってくださいということになる。そういう発想なのか。
- ・基本的には政策がゾーニングされ、それぞれを今やっているが、それでは足りなくて、国土的スケールで全体を見たときに、里山の配置というか、全体のネットワークとシステムになることと、全体に国土の保全のためにもバランスよく、あるいは生物多様性のためにもバランスよく、足りないところを手を打っていかねばならないということか。
- ・まずはそこを整理しなければならない。
- ・ゾーニングして地域指定する。国土形成計画法で指定するというのは、国家の思想であり非常に大事だと思う。だが、今言った既存のさまざまな政策が入っている地域もダブって指定して、ダブっているけど、ダブらない部分で足りないところだけをこれでやるのか。
- ・要するにゾーニングとか指定というのは、国から言うとそこに何かお金を入れるとか、人を入れるとか、何かそういうことがあるわけで、そことの関係。何をやるうとするのか、何ならやれるのか。単なる地域指定の話ではない。これは新聞社じゃなく国がやることであり、ここで指定されたものに対して何をやるうとするのが重要。そこはどういうふうに考えておられるのか。

- ・少なくとも今、鷺谷先生から出た国立公園のような話は、私もそういうアイデアはあると思って昔から言っていたが、国立公園の体系の中に里山地区というのをつくればいいだけの話。昔は海中公園とか、いろんなことを追加してやってきた。戦後は都道府県立自然公園という形でやってきた。
- ・ただ、今までの指定は、対象地域の価値で選んできたもので、国土レベルの配置論ではない。いいところだけを指定してきた。だが今の段階では、国土の半分を占める里地里山を未来永劫保全していかなければならない、そういう責任感のもとにどうするかというプランをつくらうとしている。それはやはりランドデザインで、国家レベルでどうするかという思想を出さなくてはいけない。そういう意味では、この国土形成計画法が、ほぼ国土レベルの国のマスタープランであり、そこにそういうゾーニングをやるうというのは、非常に妥当な判断だと思っている。
- ・ただ、それは今言ったように、それを指定したらどうなるのか、どうするのかという、国立公園でやるなら里山地区、そういう施策、次のステップがあってこそ。ここでは国土形成計画法でゾーニングしたいと書いてあるが、ゾーニングをして何をするのかという話。
- ・予算をつけて何かやろうとするのか、ただ情報を流して、みんなで頑張るってねと言ってお願いするのか。それは、どういう事業メニューをやるか、国立公園に任せるとか、国有林にお願いするとか、それで足りないから新しいことをやろうとするのかというのではとても大きな違いがある。政策としてそこははっきりしないと。どういう手法でそこへ持っていこうとするのか、決定じゃなくアイデアでもいいが、どのようにお考えなのか。

事務局：

- ・今のご指摘事項を二つに分けて、説明させていただく。
- ・一つ目、既存の政策の中でやっているところだけをやっていくのか、それともそうじゃないところなのかというご指摘については、国レベルで生物多様性保全上重要な里山というのを考えていくには、国立公園とか自然公園の中だけではなく、いわゆる私どもが一般的「白地」と言っているところにも国レベルで考えていかななくてはならない里山はあるだろうと考えている。そのため、全体を見回して重要なところを抽出していく必要があるのではないかと考えている。
- ・二つ目、国として何をやっていくのか。そのところは、まだ我々として具体的なアイデアを持っているわけではないが、第1回検討会のときに岩槻先生からご示唆いただいた「国ができることは限られているため、モデルをつくって、それをそれぞれの地域で取り組んでいる方々に提示していくこと」が一つの役割ではないかと思っている。
- ・資料1の1ページの中で、具体的方策の検討ということを示したが、既存の特徴的な取組の144事例をはじめ、さまざまなタイプの里山があるため、そこから得られた知見をもとにして、タイプごとにこういった保全の仕方ということでモデル的な提示ができると考えている。
- ・それからもう一つは、国立公園などの既存の制度でカバーされているところについて。先ほど阿蘇の話もちょっと出ていたが、そういったところでは既存の取組の中でできること、既存の支援スタッフの検討などができるか。
- ・あとは、先ほど広田先生からも中山間地域の直接支払いという話もあり、これは、これから農

水省とも話をしていきたいと思うが、そういった他省庁の制度を使った支援、政策の目的は里地里山保全とはちょっと違うものであるため、そういう政策の中で生物多様性という視点をどうやって入れてもらうかというようなことも調整が必要になってくると思っている。

- ・また、これまであまり手が打たれていない白地みたいなところは、何らか考えていかなければいけないが、今のところ具体的なアイデアがあるわけではない。先ほど保全活用の継続性という視点があったが、自主的に活動を回せるところに、適切なモデルを提示していくということでサポートできるのではと思っている。
- ・国としてやっていくべき、もしくは環境省としてこういうツールがあればもっといいんじゃないかなど、そういうことがあれば、ぜひご提示をいただきたい。

委員：

- ・特徴的な取組の144カ所は、どちらかというグッドプラクティスというか、いいところを選んだもの。国土全体の配置論とか、システムのここここが抜けているからつながなきゃいけないという今の「白地」のようなところは、そこからは出てこないだろう。
- ・今回の事業の新しいところは、白地の部分も含めて国土全体にシステムをつくるということ。それは自然環境ではずっとなかったこと。自然環境保全地域でも国立公園でも、ほとんどピンポイントで選んできた。つまり、いいもの選び。国土保全の全体像からいって、自然環境として生物多様性を含めた国土全体の環境保全を考えることは絶対に大事。
- ・それこそ原生自然でアンタッチャブルでもいいから守るところもあれば、手を入れてでもやるとか、いろいろ土地によって違うため対応策は別でいい。だが、国土スケールではそういう全体像は一度もつくっていない。だから、そこをやるというのは意味があると思っていて、それならわかる。
- ・説明資料に記載された判断基準を見ていると、既存の政策で塗られているものは全部とっていくという話になるが、既存の政策そのものが任意に選んできたもので、要するに、いいとこ取り。しかも、もう少し言うと、林野庁の施業計画とバッティングしないところで国立公園を指定するというような裏もあったりと。これまでの土地利用というのは、決して国土全体で大事な場所、しかもそれで構造的にドイツのビオトープネットワークみたいな、そういう大きい構想にはなっていない。そこは欠けていたことなので、それをやるということは非常に大事。それこそランドデザインじゃないかと思う。
- ・その中に既存の指定地域があれば、それはそこでお願いすればいい。位置づけはこれでやる。計画というのはそういうもので、事業とイコールにする必要はない。欠けているところだけ、これで補うということをやればいい。あるいは白地を既存の政策に全部入れ直してもいい。これは文化的景観で拾ってもらおう、これは国立公園で拾ってもらおう、これは学術参考林で拾ってもらおうというのも一つの方法だろう。
- ・ただいずれにしても、国土全体でそういう整理は一度もなされていないことをしっかりやろうというのは、とても大事だと思っていたもので、地域を選ぶ判断基準として既存の指定地域はいいというように読めたので、ちょっと気になった。

委員：

- ・自然公園法が改正されて、指定動物制度というのが入ったときに委員をやっていたが、そのときの観点ではチョウでは3種類、ミヤマシロチョウとタイワンツバメシジミとウスイロヒョウモンモドキを選んでもらった。これは全部里山のチョウ。自然公園法の改正の中で、今まで指定植物だけしかなかったものに指定動物を入れて、特にその中の目玉として里山の生きものを選んだ。自然公園の中でも里山の保全という概念を入れて、そういう種を守るんだということをしている。ただ残念なことに、その3種指定でとまっていて、その後どうなったのだろうという気持ちもあるが。
- ・そのため、鷲谷先生が言われているようなモデルは、一応始めかけてはいる。ただ、どの種を選ぶかが難しい。国定公園の場合には、地方自治体との関係も出てくるので、結構技術論として難しい部分があるし、里山管理というと、生息地だけを線引きすればいいわけではなくて、継続的に何かしなくてはいけないというので、予算措置の問題もあるなど、結構大変。それを考えると、特定の種から保全すべき里山地域を選ぶのは、難しい話なのかなと思っている。
- ・そんな中で、動物をやっている人間からいうと、日本は、やりようによっては動物の保全はやりやすいとも言える。それは脊梁山脈がつながっているから。あらゆる島には大体真ん中に山地がある。日本の本州だったら真ん中につながっていて、それはほとんど国立公園か国定公園になっているため、それにつなげるような、そういう概念が適用できるのかなと思っている。重要な里山を見つけたら、それを脊梁山脈につないでいくというやり方をしてくれると、動物については持続保全ができるのかなと思う。

委員：

- ・先ほどの研究の成果だと、良好な里山はつながっている。しかも、国立公園、国定公園で90%近く良好なところをカバーできている。
- ・ただ、この視点は生物多様性の保全という観点なので、ほかの視点から重要な里山はまた別途考えないといけないと思うが、国立公園、国定公園のような自然を少し拡充していくことで原生的な自然と、それにつながる生物多様性保全上良好な里山的な地域はかなりカバーできるんじゃないかと思う。
- ・ただし、それ全体を管理するのも至難の業であって、それを、効率よく、社会的にも意義のある管理していく方法というのはモデルをつくって考えていかなければならない課題ではあるが、やりやすい条件は整っているのかもしれない。白地ではないという意味で、ある程度やりやすいかもしれない。

委員：

- ・この資料を眺めていて、大体議論したことを非常に上手にまとめていただいているなど思いながら見てきて、最後の10ページに来て、えーと思った。今日の説明を聞いて、その後すぐ座長がおっしゃったようなことは、その線じゃないかと思う。
- ・というのは、いい里山がどれかというのを選び出す作業がたくさん書いてあるが、言葉としては非常にいいが、実際これがどう進められるかというのをイメージすると、まず誰が評価をす

るかということがあるし、その評価をするときにどう点数をつけるかということがある。

- ・生物多様性という観点にどれだけウエートを置くのか、そのほかのことにどれくらいウエートを置くのかということで、10ページへ来て、欠けているところをどうするかという問いかけが出てきたわけだが、その問いかけにどう結びつけていくか、結びつけていくような評価が本当にできるのかどうか。
- ・ここでは、いろんな視点・条件を考えていただいている。それらはこういうことだと思うが、例えばそれに点数をつけて合計点ということをする、最後に出てきた点数では生物多様性の実態、文化的景観も、国土保全も、全部が見えてこなくなってしまう。そういうふうになってしまった評価で、最後のところで国は何をやらないといけないかということに本当に結びつくのかということである。
- ・里山というのは、里山の保全活動をしている人の持っているイメージは全部違うといってもいいぐらい、それぞれ個別の感覚でやっておられ、それがいい里山を残しているところと、そうでない放置されてしまっているところをつくっているわけで、それを評価して、どういうところはいいというのを認識することが、よくないところを全体としてどう補填していくかということにつながるようになるため、実際は里地里山についてこういう評価をしないといけないと思う。だが、具体的にその評価が本当にできるかどうか。しかも、それを誰がやるのか。
- ・そのようなことを考えると、来年度以降に実際に展開していくときに例えば点数化するか、点数化した場合にどういうウエートを置くかということが、今の我々の里地里山に対する認識で本当にできるのかどうか。できるのであればこういうやり方でいいと思うが・・・というところで、ちょっと心配になってきたという感想である。

委員：

- ・ここでは、継続保全地域と誘導していく地域という二つの里山がでてきた。薪炭林跡地というのはもう70年放置されており、属地的にはかなり巨木化して、生物多様性が低下しているところが多い。力を入れて一生懸命頑張っているところは、それなりの里山景観を維持している。
- ・問題は、属人的にその山を一体どうするかということ。林野庁のやっているところは経済性とかそういうものもあるが、放置しようとしているところをこれからどういうふうを守っていくか、国土保全上どういうふうを守っていくかという議論が出てくると思う。
- ・放置しようというときに、かなり集落の近くにあって、土砂崩れとか、そういう危険性があるという場合には、また別のところの対応もあると思うが、そういう場所、例えば金時山の裏側はかなりいい二次林で良好な里山景観を形成しているが、もうやる気がなく放置されている。そうすると、どんどん多様性もなくなってくる。そこを一体どうするのかというところにメスが入らないと、どんどん国土は荒れていくし、生物多様性もなくなっていく。
- ・生物多様性をどう守っていくかということ、地域の人たちだとか、国民が生物多様性について理解して、それに参加していかないと、省庁がそれぞれでやっただけでは無理じゃないかと。そういう立場をとるとすれば、「みんなで生物多様性の山をつくっていくんだ、守っていくんだ」という姿勢を示していくことのほうが大事。
- ・だから、この二つの選び方はいいと思うが、その手法としては、もうちょっと参加型に視点を

当てたほうがいいんじゃないかと思った。

委員：

- ・ 4 ページに、選定に当たりスクリーニングするときの選定の視点・条件というのがあるが、ここでミレニアムアセスの生態系サービスの観点がある。数年前に日本里山里海サブグローバルアセスメントというのをやっていて、あの時にはミレニアムアセスではなかった「利用」という視点が入っていて、自然の恵みだけではなくて、サービスは向上していても利用がない、そこが問題というのがある。あの視点を入れるのがいいのかなと思った。
- ・ それから、スクリーニングするとき、現在うまく利用されているかどうかというのがとても大事。もう一つは、評価するときスケールの問題がある。最初に進士さんがおっしゃったように、ピンポイントで評価する話なのか、それともゾーニングで、例えば国土全体を市街化区域、市街化調整区域に分けるような、そんな話にするのかで考え方がかなり変わってくる。その辺で、ごっちゃにすると何しているのかわからない、平均したらわからないようになってしまうことも結構あると思う。
- ・ そのときにゾーニングがすごく大事だと思う。その場合、いろいろランク分けが考えられて、例えばピンポイントでレッドフラグというか、里地里山の指標となる種が現在残っているところは、そんなに大規模に残っているところはなくて、ほとんどピンポイントで残っている。ところが、そのピンポイントだけ守ったらいいかというと実はそうじゃなくて、もうちょっと広い視点が要る。それも、とにかく守ればいいたろうというのではなくて、生きた里山というか、実際の里山保全のプロセスの中で守っていこうとすると広い視点が要る。対象となる生物がいるのはピンポイントだが、もうちょっと広い視点で位置づけてゾーニングをやって、施策なり活動なりを誘導していく必要があると思う。そういう視点で、評価のスケールの問題を注意されるのがいい。
- ・ 私は今亀岡にいるが、里地里山の生物多様性がとても豊かなところだと、行って初めてわかった。天然記念物があるのはなぜかという、圃場整備がされなかったところが残っているから。これは圃場整備をしたら、農地は転用できないから残っていたという。そこが今、最後の開発をされようとしているが、そういうところに、ピンポイントで、レッドフラグで何かやるとしたら、少なくともこれは従来型の \times かではなくて、里地里山なんだから共存できるデザインというのは多分あるし、そういうことを含めた対応を頭に置いて、今回の指定なりをやっていくというのが大事じゃないかと思った。
- ・ 最後に、生態系ネットワークに関して言うと、例えば、草地というのはかつて西日本にはとても広い範囲であって、チョウの個体群であるとか、メダカの個体群であるとか、そういうものをサポートしてきた。こうした場所もとても大事であり、単につながっているかどうか、国土レベルでネットワークで評価していくというのは、どうなのか。
- ・ もう一つ気になったのが、海・川の視点がないこと。湿地は一応あるが、里海をどう考えるのかというのは、今の議論に馴染まないなら馴染まないで、とりあえず今回は議論の対象にはしないが、といったことをはっきりさせておいた方がいいのかなと思う。
- ・ ちなみにアユモドキは川と田んぼを、また琵琶湖のフナ類などの魚は琵琶湖と田んぼを往復し

ており、琵琶湖周辺には結構大事な生き物が生息している。それが里地里山のいい活動で保全されているところもあるし、今までダメになってきたところもあるということを考えると、生物多様性保全にあたって水辺の視点を入れていくことは重要な視点ではないかと思う。

委員：

- ・今までの意見にかなり賛同していて、特に判断基準については気にかかる部分。
- ・農業の部分で、環境省が中心になった里地里山の保全活用であることを考えると、やはり自然環境に配慮するものを中心に選んでいくのであらうと思っていた。林業のところではFSCと書いてあったが、農業は環境保全型農業のようなものを中心に考えていくかどうか、見えないところがある。
- ・特に「食料・エネルギーの供給」の視点のところ、農林業の場（現状）と書かれているが、この中で、生物多様性保全の視点ではモザイク性が高いところを評価するとあるが、ここでは「稲作が行われている」ということだけが基準になっており、これはモノカルチャーを重視しているのではないかと、モザイクはどこにあるのかなと考えてしまう。
- ・里地里山のイメージで言うと、里地里山の中にある農業は、モノカルチャーじゃなくて、アグロバイオダイバーシティを重視しているところであり、そういう観点が判断基準の中に出てこないとおかしい。通常どおりのモノカルチャー、化学肥料をばらまくような農業がこの中にあるのか、それとも、それと違うアグロバイオダイバーシティを重視する農業を基準にしていくのかどうか、見えてこない。特に農業、ブランド化もいいが、そういうEnvironmentally sound agricultural practice、アグロバイオダイバーシティを重視したブランド化ならばわかるが、でなかった場合は、この中に環境省が入れる必要はないのではないかと思う。
- ・国土保全機能、大気、水、土壤環境の保全の中で「日本の棚田百選」も評価するとあるが、いろんな棚田を回ったりして、きれいな景観で評価できるところは結構あるが、ふたをあけてみると担い手不足や、高齢者が多い中で、実は非常に環境に悪い影響を及ぼす危険性のある化学肥料をたくさん使っているところが大いにある。美しい棚田を保全していくためだからといってもよくないことで、棚田で行われている農法をもうちょっとシビアに見たほうがいい。
- ・せっかく環境省が中心になって推進していくのであれば、判断基準はもうちょっと環境に配慮する基準にすべきなのではないか。

委員：

- ・里地里山の評価が心配だという言い方をしたが、その評価が、ここでは生物多様性に非常に重きを置いたという説明があり、実際そうになっている。その結果が、例えば10ページにコリドー、あるいはバッファの役割を担う里地里山の意味をこれからどう評価していくかということにつながってきたと思う。それはその視点でいいと思うが、評価という場合にはどの視点に光を当てるか。
- ・例えば今、あん委員がおっしゃったようなことは、そういう視点、里地里山では極めて大切なことだが、それが表には出てきていない。いろんな評価の仕方があり、生物多様性を基準に評価すると言い切ってやるやり方もあるかもしれないが、そうすると今のような問題提起が出て

くる。

- ・何度も言うが、里地里山に接する人はそれぞれいろんな視点で接しているため、その評価に対する疑問が出てくる。それをどう取り込んでいくかということが次の大きい課題になる。

委員：

- ・備え持つ資質の視点で、4ページに横並びに、里地里山が備え持つ資質として全部で五つ並んでいるが、このところの区分が、国土の保全あるいは国レベルの自然体系を保全するということと、ほかのものを結びつけるのはかなり難しいと思う。
- ・そのため、環境省所有で最もこれに近いものとするれば自然公園だが、自然公園は、日本の自然系の生物多様性のネットワークをつくるためのいい位置にあると思う。そのため、その間を結ぶということは、むしろ全体を自然に戻すということ。国立公園内で活動することのほうがおかしいわけで、どうせ自然に戻すのであれば、そこを自然に戻して、国立公園と農地や市街地と接する範囲をバッファゾーンにして、そこで里山の活動をしてもらおうと、非常に単純に分けたほうがいいと思っている。国立公園の中をさらに複雑なことをしなくても、どう考えても将来的に人口が減り、予算的に不利な状況ができる状況の中で、例えば国立公園の植林地をモザイクにする必要もない、自然に戻せばいいのではないかと。
- ・そういう観点でいくと、国土の保全と書いてあるのは、ネットワークのところだけは独立にしておいて、国立公園、自然公園と結びつけると。それは国定公園や都道府県の県立の自然公園なんかも含めて行えばいい。残りの生物多様性保全から自然との共生までの四つは、何も無理にネットワークにしなくても、このどれかをやっているところは点で残ってもいいのでは。里山の生物のかなりの多くはr戦略種であるため、無理やりネットワークでつながないと生存できないわけではない。現実には、繁殖力が高いため、今までも小さな林地でも生き延びてきている。
- ・そういう意味では、人がやってくれるところが、まさに跡継ぎがいるようなところは、そのまま、町のど真ん中でもいい、残していけばいい。それは無理にくっつける必要はない。それぐらいにしないと、行政的にこれはできない、世話はできないと思う。
- ・ネットワーク化は必然的に日本の自然全体を高める、自然度を高めるというもの。これで見ると、まるで日本の自然的な資源は自然公園の中でもう担保されていると思っておられるように感じるが、そうじゃないと思う。自然公園ですらアイソレートしている。それをつなぐということのほうが第一義的であって、そのバッファとして、人がいるところと自然の間の物すごく広い範囲にベストプラクティスの場所があるんだったら、みんなにそれをやってくれませんか。そして、国民参加の里地里山の活動にすべきだし、もっと大事なのは、これは里地が入っていることから「里山」の保全ではない。農業もやらなくてはいけない。農業地域を自然度の高いところに置くわけにもいかないわけだから、農林業はやはり人が住んでいるところに近いところにあるべきで、そういう国土の大きな非常に単純なゾーネーション、人と自然との間に里地里山があるというふうに、どんなスケールでもできると思う。それこそ100メートル単位でもできれば、キロ単位なり、10キロ単位でもできると思う。そういう観点にしないと、これは正直言って評価できない。2ページの一番上にあるような、点数をつけるという、こうい

う方法でどんどん点をつけていって、できないのではないかなと思う。

委員：

- ・大きく分けて二つある、一つは、このペーパーと全然沿っていない形で申し訳ないが、ボトムアップ的な思考を入れ込んだらどうなるかなという視点でずっと考えていた。一つは佐渡島でトキの野生復帰をやったとき、もう一つは福井県越前市でアベサンショウウオの保全活動をつくっていったことがあった。トキは野生復帰ビジョンになり、アベサンショウウオは、今はコウノトリがいるというふうになっているが、コウノトリの地域づくりという最終的な地域計画に発展していった。
- ・トキの野生復帰の最終ビジョンの中では、佐渡島というか、トキの野生復帰エリアで活動する人はこういうことを目指してくださいという中に、そこに住む農家の人はこういう行動をしましょうとか、そこで暮らしている人は外から来た人に対して、トキのいる環境はどういう環境で、その中で自分たちはお米を食べて暮らしているとか、そこに住んでいる人たちの生活規範というか、ルールというか、行動をこういうふうにしましょうというふうに示した。そのことで、トキの野生復帰エリアの中でトキが増えていくという、そういうシナリオである。その精神は、イコールそのエリアの中で、本来はトキの野生復帰を支えるお米という概念になって広がっていくというような発想だった。現実的には、佐渡島のトキを支えるお米、トキ米みたいなものは全島の中に広がっているが。
- ・その中の精神論というかボトムアップ論では、あるエリアが指定されたら、そのエリアの人たちは逆に苦しみも義務も負ってほしいと。その義務というのは、トキの野生復帰エリアという何か誇り高きものがあるということに共感してくれたら、生物多様性の中で暮らせているんだと共感できたら、そのかわり、それに合った行動をしなくてはいけない。行動しなくてはいけないエリアが定められて、自分のところもトキの米を売りたいといったら、やはりそれに準じた行動、ルール遵守が求められる。例えば、水路を土水路から変えようとしたら、いや自分のところは土水路でいいとか、農薬をまいたり空中散布をするのではなくて、自分たちは自分の地域を維持管理するためにこういう行動をしますよというようなもの。
- ・福井県のアベサンショウウオでも同様だが、アベサンショウウオは幼生のときにすぐ捕らえてしまうため、地区の中で監視しようというルールを設定した。その「監視ルール」があるところは、どんどん広げていっていいと。アベサンショウウオの生息域の保全は、人々が決めたルールに基づいて大切にしていこうと。
- ・地区が上から設定されると、そこが国営で守ってもらえるという、そちらの安心感もいいが、そういうふうに指定された地域は、一方で里地里山の生態系が保たれるためのこういう行動をしなければいけないんだみたいな、国民側からの義務づけもある程度あって、そこに指定されたら、それが誇りだと考えてくれるところが最初にモデル的に象徴的に設定されるべき。それが、そういうところを目指すんだといったところへどんどん広がっていくような、選ばれていないところも自らの行動で広げていけるんだみたいな、そんな精神論がここの中に入らないかなというのの一つ。
- ・もう一つが、国土のランドデザインはまさに必要だと思っており、ランドデザインの中で

は、里地里山の生態系、生物多様性を守るというようなアイデアの中では、やはりこういう技術というか、規範というか、ルールが重要。環境省で決めるとなると、それがほかの省庁や、県、地方自治体に影響すると思うため、その一つの高貴なルールというか、規範というか、その基準があるからそうだというふうにブレイクダウンできるといい。下におりていったときに、そのルールに基づいて、例えば河川行政にも参考にさせていただくとか、市町村で何かをやるときの行動規範になっていくとかというふうに展開していったらいいのではないかと。その規範性というか、そちらの要素も何か盛り込めると魂が入っていくんじゃないかなと思った。

委員：

- ・この委員会は、大変いつも難しくて、原案どおりオーケーされたことがないんですが、皆さんとても大事なご発言があったと思うため、大体こういうお話を前提に組み立てることは可能だと想像している。
- ・また、例えば環境保全型農業は農水省の政策で、随分前からやっている。ただ、生物多様性の話とか、棚田は文化庁でやっており、文化的景観が多いが、文化的景観の保全はやっぱり景観保全だから、農法までは言わない。だから、今のような農業の話になってしまう。
- ・環境のことにずっと長いことつき合ってきて、本当に不思議に思うのは、日本の制度というのは、何をやるうとも全部法律や制度がある。あるが、みんな一つの側面。そのため、国立公園を手掛けたときは、最初はすぐれた日本を代表する風景地とあって、美しい風景を守るということだった。それがだんだん厚生省から環境省ができて、自然保護局になったら今の生物多様性になった。
- ・文化的景観もそう。棚田は文化的景観だって。cultural landscapeと言ったら、急にもうそれは景観なんだと。石積みとか考慮するが農法は無視する。本当に不思議。自然というものをちっともわかっていないから、こういうことになる。農業と自然というのは、農業だって農業的な生態系もできているし、環境保全型農業と生物多様性と、みんな配慮した農業は必ずやれる。ただ、要するに競争原理には負ける。
- ・今までずっと半世紀、日本の制度はそうやって各省庁の縄張りがあって、そして、教育の観点、文化財の観点というふうになってきた。例えば農水省は生産の観点、プロダクトで単収いくらというエコノミーである。これが大勢だったものだから、農水の中で環境を言うのはとてもつらい。逆に、こうやって3省一緒になってやっているときに、環境の視点あるいは生物多様性の視点でゾーニングされると、そこで決められた里地は、そういう意味では単収で競争しないでいいようにしてあげることができないかと。
- ・平たく言うと、農家の戸別補償と同じように、生物多様性の配慮農地だから、そうした活動をやりましょうと。文化庁も今、文化的景観しかやられていないけど、これは本当の農業じゃないと、やはりこういう場所で農業多投入では困る。ここはゾーニングをされたので、環境に配慮しなくてはいけないですよというふうに、環境省のマスタープランというかランドデザインの中に入ることによって、従来の縦割り行政ではやりきれないことをここでやれるようにすると。お互いに。よくwin-winの関係というが、そういうことにしないと、これは進まない気がする。

- ・だから、そういう意味では里地も里山も、それから里海、里川など、それもやっぱり国土レベルでは大事なことで、水辺を抜いたり、流域圏を抜いたり、水系を抜いたりして生物多様性なんかあり得ない。そういう意味で、今回は実現すると画期的なランドデザインになる。
- ・もちろん各省庁の事業もやれるようにする。ランドデザインはプランで、プランとプロジェクトは別。全体のマスタープラン、国土レベルのランドデザインがあって、個別のことはそれぞれやるが、逆にそういう配慮ができるということで上に予算が乗っかって、あるいは活動の舞台を広げてというふうにならないか。
- ・さっきのボトムアップという話だが、144事例は実際に非常によくやっている場所で、ほとんどボトムアップは入っているのだろう。それも含めて上からも下からも組み立てられるとよい。

委員：

- ・農水省との政策の件で、今言われたことは非常に重要なので一言追加したい。今の中山間地域の直払いとか、農地・水だが、地元では好評で個人的にも良い制度だと思っているが、ただ、一つ問題なのは、あまりに地元の主体性に委ね過ぎている点である。
- ・例えば農地・水の環境向上とあって、実際に環境向上のところで何をやっているかということ、一番多いのは花壇をつくったりそういうことであって、我々が期待するような土水路を守ったりとか、そういう部分がすごく弱い。これは地元の主体性に委ね過ぎているからである。
- ・今回の里地里山のこういうプロジェクトの中で、ここは重要だよと指定されることで、農地・水とか中山間地域の中で、特に重要な里地里山の部分では、生物多様性保全の部分にお金を使おうよという誘導に使ってほしいと思っている。
- ・農地・水の対策では、土水路のコンクリート化を促進するような制度になってしまっており、そこも今回の環境省の取組で歯止めをかけてほしいため、ぜひ農水と環境省で制度的な連携をうまくやってほしい。
- ・さらに、もっと望ましいのは、環境省からお金が出る制度にすること。環境省はたくさん予算をとって、こういう重要なところにはプラスアルファで農家にお金が行くような仕組みができるといいのだが。

委員：

- ・それは農水省にはかなわないだろう。

委員：

- ・そうなんだが、やはりどこかで主張していかないと。生物多様性の視点から重要なことから、当然そういう国費も投入すると、もっと積極的に予算要求したほうがいいと思う。余計なことだったかもしれないが、ぜひ中山間と農地・水の制度と、いい意味での連携ができると思う。

委員：

- ・自然環境というのは、そういう意味では本当に多面的で、各省も本当は取り組みたいけど、で

きていないことが多分いっぱいあるのだろう。

- ・それから、国レベルでのランドデザインの意味について、今話があったように、地方分権と
いって何でも任せるから、本当に何をやってもいいみたいになって、全然目的と逆のことをや
っていることがいっぱいある。
- ・そういう意味では全体像、コリドーで全体をつなげていったりというマクロな視点は国がしっ
かりやる。そういう期待もあったと思いますので、頑張ってもらいたい。

【議題2．里地里山と都市との自然資源の共同管理にかかる検討について】

（事務局説明）

委員：

- ・事例として、もし追加できるのであれば、二つほどお勧めがあるので、参考に。
- ・一つは滋賀県の高島市のたかしま生きもの田んぼ米、あれはなかなかすばらしい事例なので、
ぜひ紹介されたらいいと思う。いろんな生きもの保全策をやっていることに加えて、お米屋さ
んと連携してライスエイトアクションという1キロ8円で基金をつくっている。要するに1キ
ロ8円分を、高島市で生きもの保全のための施策に基金として積んでいる、こういう新しい
やり方が行われているので加えるといいかなと。
- ・もう一つが、山梨県の北杜市でオオムラサキの里。もともとオオムラサキ保存のためのセンタ
ーをつくっていたのだが、周辺の里山も含めて指定管理者制度で管理するという、新たな里地
里山の一つのやり方かなと思う。指定管理者制度を里山に広げているというところで、なか
なかおもしろいと思うため、もしも追加できるのであれば。

委員：

- ・やはり民活というのは、かなり重要だと思う。この間、修論を出したテーマで、日本の中に
CSRで里山と里地に対応しているというのをチェックできたのだが、日本全体の会社で644社も
あった。たとえば広島にはキリンビールの森があるが、ホームページで、こうしたほとんどの
会社が、CSR活動の中に山林整備を行うとか、あえて書いている。
- ・その644社に具体的にアンケートをして、得られた回答は134だったが、134社は全部、確かに
森林に入ってやっていた。その活動は、里山という意味でやっているのではなく、森林の中の
活動としてやっている。
- ・そのため、参考資料の57ページに助成金を出す団体とあるが、この関連で、企業自身が活動し
ているという例もすごい数があった。その情報は、そちらへ送るようにする。ただし、会社名
を出してくれるなというのが圧倒的に多い。出していいというのが、134のうちの55社ぐらい。
株主総会のときに説明できなくなるんだそうで、無駄なことをするなという株主がいるらしい。
そこが一番問題でもあるが。

委員：

- ・ここで紹介する活動が生物多様性を維持したり、増進することに本当に役に立っているかどうか

かというチェックを何らかの形でしていただいたほうがいいのではないと思う。気持ちとか、説明だけではなくて。場合によったら、損なうようなことが行われてしまう可能性もあるので、そのあたりは十分に気をつけたほうがいいのではないと思う。

- ・それから、と1ページ目のイラストに、家の屋根の色が何色もあるが、伝統的な集落だったらもうちょっと色は統一されていると思うため、この絵には少し違和感がある。

委員：

- ・もう一つ、ぜひ考えてほしいことがある。例えば自治体が一生懸命頑張っていこうということで取り組んだとき、自治体は農地を取得できていない。自分は今、西の学研都市の木津の里山に10年以上関わっているが、そこは都市再生機構から木津川市が土地を引き受け、機構から借りて里山活動をやってきた人がいる。NPOがやっていたのだが、それを従来の法的枠組みにのっとると、引き受けられないという話になって、どうしようという話になったりしている。
- ・これは都市公園との絡みもあるが、いわゆる公園で里地里山みたいなのをやっていきたい場合に、そこに発生する恵みをどうシェアするのか。活動したい人が取ったら、これは私物化していけないんじゃないかと、これまでの法律に杓子定規にのっとると、そんな話になりかねない。具体的にいろいろ進めようとする、従来の法的枠組みとバッティングするところがかかり出てくる可能性がある、そのクリアの方法を考えていただけたらと思う。
- ・生物多様性連携促進法は、要するに市町村がエリアを定めて、土地の所有権に関しては配慮するという言葉は入ったのだが、実態として、誰の土地かわからないところでなかなか里山活動はできないという話で、具体的に活動の足かせになっている。そういう問題点にぶち当たると思われるため、そういうことに関してどうするかという話も手引にあるといいのかなと思った。

委員：

- ・これらの事例は、どうしても特徴的な事例が挙げられることになるが、大切なのは、里山を地域全体として位置づけるということ。その意味では、北摂に伝統的な里山があって、NGO、NPOの人が維持している里山があって、そういうものが経済的に成立したり、しなかったり、いろんなものがある、今、阪神北摂民局が協議会をつくったり、NGO・NPOのネットワークをつくったりして、まさにこのガイドラインでやるべきことをやっている例がある。
- ・最終的には、もっと里山をみんなに知っていただかないといけないというので、里山大学までつくって去年から始めているが、そういう総合的な取組をしている事例も挙げていただいたほうがいいんじゃないかと思う。県民局に言って資料を送ってもらいますので、ぜひご検討いただきたい。

委員：

- ・今、岩槻先生が言われた北摂のような良い事例は、ほかの委員のも含めて検討してほしい。
- ・それから、土地所有への対応は、今から記載を検討するのは難しいだろう。総論では、生物多様性というのはいろんな観点から見なくてはいけないため、単純にまねしたり、そういうやり方ではいけない、そこは十分注意してほしいとか、注意したいものであるとか、どこかへ総論

的に入れてもらうしかない。

- ・また農地法の話だが、それは自治体の能力がないことも問題。横浜市ではそれは全部クリアしてやっている。自治体とたくさんつき合ってきて、自治体の学会もやってきて、日本は自治体間の差があり過ぎると感じている。公園用地だって、公園の中に水田をたくさんつくって、生産も上がっている。梅林があれば梅になる。全部上手に始末している。それを杓子定規に言うような自治体職員もいっぱいいる。そこは、まさに多様性がなくてはいけないので、画一的にこうしろというのは変だが、そういう目的意識は重要。土地に応じて、条件に応じて、いろいろな工夫が必要なんだということは総論で、上手く書いてほしい。

委員：

- ・参考資料にいろんな事例があるが、その地域を見ると石川県と豊岡市が結構出ていて、東北がない。これは国土保全を目指しているのであれば、もうちょっと地域バランスが必要。
- ・消費活動参加型のところでも生態系サービスへの支払いでも豊岡市が出ているため、消費活動参加型のところは豊岡市をなしにして、例えば宮城県の大崎市を入れてみたらどうか。大崎市と田尻は合併して、大崎市田尻地区になっている。

委員：

- ・小岩井農場の中にある山林が随分上手に活用されている。あそこは補助金をもらわない農場で有名なところ。

委員：

- ・小岩井農場は、サクラソウの自生地がたくさんある。そこでは、保護というより、今まではあまり使っていなかったが、観光に使うということになったようである。でも、割合いいやり方で管理されている。森にしても、カワシンジュガイが生息している川が1本残されていたり。ただ、こういうところに書くのがふさわしいかどうかは難しい。

委員：

- ・東北は、まだ伝統的なシステムが残っているため、横から入ってどうのこうのやらなくても平均レベルが高い。だから、こういうレベルはなかなか上がりにくいのでは。

委員：

- ・林野庁では全国推進会議があって、美しい森づくりの話で企業を巻き込んでやっていくことにしている。生物多様性はうたっていないが、森林を整備していくという意味では、1,000社以上のリストがあるはず。それも見ていただければ。

委員：

- ・田園自然再生の取組もたくさんある。やれる範囲で事例を追加してほしい。
- ・タイトルについては、これでいいか。これでやる気になるか。

委員：

- ・言葉遣いは極めて大切で、冒頭の「自然誘導エリア」、ああいう言葉もそう。
- ・いずれにしても、自然をそういうふうどこかの方向へ持っていく的な言い方、ガイドラインの使い方も、指示してこうしなさいと、別にそういう意図で言っているのではないけれどもそう受け取る人があったら里山に対する反発になる。里山のように、個別に多様な意識を持っている人のところへ、そういう言葉遣いで反発を招くようなことをしたら、とても損になるため、言葉遣いは特に注意する必要があると思う。

委員：

- ・イラストには海は入れてほしい。本文にも「里海」と書かれているため。
- ・川がずっと海まであって、こういうものが保全されると、沿岸海域も保全されていくので。日本は島国なのに海がないというイメージになってしまうから。
- ・雲の下に。海が見える、国民にはそういうイメージがよりいいのではないか。

【議題3．その他】

(事務局説明)

委員：

- ・昨日、神奈川の里山関連のところを見て回ったが、これは今後の議論でかなり重要なことになるかと思うが、技術論が重要。その山を見たときに、健全な広葉樹にしていきますという輪形は書いてあるが、やり方が千差万別。それはもちろん地域性もあるだろうし、場所の性質もあるのだと思うが、全く別の観点の違うことをやっている場合もあって、指導者というか、人材の育成というのは地域にとっても、それから全体的な流れの中でも大事になってくるのではないかなという感じを受けている。

委員：

- ・回答率が非常に低いのは気がかり。
- ・随分いろんなところへ問題意識が広がってきているように思っていたが、自治体からはこれぐらいの回答率であるのか。

委員：

- ・だから、さっき言葉には十分注意しろという話もあったが、ガイドラインでも何でもいいから、とにかく今やらなくてはいけないことだと言わないとだめじゃないかと思っている。自治体は忙しいころもあり、昔からあるルーチンワークはやるが、新しい課題はやらない。人数も減っている。被災地にも行かなきゃいけないで大変なのだろう。
- ・地方分権という精神はわかっているつもりだが、正直言うとこういう関係で本当にいいのかという気はしている。だから、ソフトにアプローチするというだけでは済まなくなるなという気がして。さっきから出ている予算をつけるという話、それは一番いい方法。それがあ

るとやる。それから首長が、「うちはそういう地域おこしをテーマにするんだ」と、こういうところも元気。そうでないところは、本当に無関心である。

- ・ランドデザインをやって、国土形成計画法みたいな法的な位置づけをきちんとして、こういうことになっていますからとやらないと、どうも危ないなという気はしている。
- ・また、アンケートに自治体のいろんな意見も出ていたが、こういう意見に対して、これからどう応えていくのかも気になるところである。

環境省あいさつ：

- ・基本方針という大それたものは、なかなか申し上げられないが、本日も大変幅広い意見をいただき、特に議題1の今後の里地里山の考え方、区分の考えについては、事務局としては作業のことが頭にあり過ぎて、細かいところに入り過ぎて、いろんな要素も入れ過ぎて、かえって何のために何をやるのかわかりにくくなっている部分があったのかなと思い、反省した。
- ・実際やれるかどうか、そこが問題だというご指摘もあったが、やってみることが大事だと思っているため、いただいた意見をできるだけ整理をした上で、作業方針をもう少しすっきりシンプルにして、作業を実際に始めてみて、またその中でいろいろ注文をつけていただきながら進めていきたいと思っている。
- ・特に、国土形成計画の中でランドデザインとして位置づけるという大きな目標を掲げて、それに向かって各省とも連携をしながら具体的な施策も、新しい取組も考えていきたいと思うため、引き続き来年度もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員：

- ・ありがとうございました。
- ・多様な主体の参考手引書は印刷するのか。

事務局：

- ・まずはウェブで流し、最終的には印刷をしたいと考えている。

委員：

- ・それでは、各委員推薦の、あるいは自慢のケーススタディーを送っていただければよいと。それから、事例が林野庁にもあるとか、企業の参加の話もあった。
- ・農水省の生産プロダクト主義の中で環境をやるのは大変だという話と同じで、企業も企業の環境担当とかCSR担当もなかなか大変のようである。そのため、しつこいようだけど、国でもこういうのができていますとか、そういう大義名分が欲しいようだ。自主的に取り組んでとか、きれいなことを言うけれども、きれいなことだけじゃ済まないと実感しているため、前例があるとか、たくさんやっているとか、ほかの企業はみんなやっているとか、そういう情報が欲しいようだ。
- ・そのため、田園自然再生コンクールデータは農水省、その他いきものにぎわいは林野庁、経団連でもやっている。そういう事例をできるだけ入れて、細かいものではなくて、とりあえず

入り口はこんなに盛んで、今どきの上場しているような企業はみんな取り組んでいますよ、やらないと具合が悪いのではないですか、ということを示せるかどうかではないか。

- ・それから、市民活動もこんなに頑張っているという事例は今までもやっているため、そういう情報にアクセスできるようにする。たくさんのNPOが、それから環境再生機構の環境基金でもらっている活動でも自然再生の部分がある。
- ・もし印刷するのであれば、そういう気配りが必要。中身はこういう専門の先生方からの意見が出たが、普及の戦略というか、活動のすそ野が広がって、自治体職員も、それから企業も参加するようにというのは、そういう別の観点のチェックというか、配慮が要るような気がする。
- ・文化庁と農水の方もせっかくですから何かご発言を。

農林水産省：

- ・農林水産省の環境政策課で、生物多様性に関する案件を担当している。農林水産省において生物多様性は、例えば農村振興局や林野庁など複数の局に関係するものである。
- ・里地里山については、農林水産省においてもいろいろな施策を推進して取り組んでいるところである。また、環境省とまめにコンタクトしているが、この検討会については、環境省のイニシアティブにお任せをする面が相当あったため、今度はもう少し早い段階からいろいろとコミュニケーションをとっていきたいと思っている。

文部科学省：

- ・文化庁文化財部記念物課で文化的景観について携わっている。
- ・文化的景観と似たような選定の仕方をやられるというような話だったが、こちらの反省というか、経験を踏まえて申し上げると、継続性等を評価するという話があったが、継続性をつくる段階からやっていかなきゃいけないところが多く、それを評価するような段階ではないのではないかなと思った。
- ・また、選定というの、文化庁では地域を選定して、そこに保護措置が講じられていることを条件としているが、「保護措置の講じられていること」ということが非常に曖昧というか、なかなか定義しづらくて苦労している。そのため、今日の議論について非常に勉強になった。引き続きいろいろと意見交換等、協力させていただければ。

委員：

- ・大変中身の濃い議論だったと思う。最初に議論があったように、国として、今のタイミングにやらなくてはいけないということで、やはり理想も高く、しかも企業や国民を納得させるようなものをぜひ出していただければと思っている。本日はどうもありがとうございました。

以上